平成29年4月から

コンビニ納付がさらに便利になります。



うるま市ではこれまでも市税や保険料・料金の一部は

コンビニにて納付していただくことができましたが、

平成29年4月からは「介護保険料、後期高齢者医療保険料、再発行納付書」も

コンビニでの納付が可能となります。県内外のコンビニで休日も夜間も

24時間手数料不要で納めることができますので大変便利です。

なおコンビニ納付サービス拡張に伴い平成29年4月からは

石川・与那城・勝連各出張所での現金納付の取り扱いは

廃止となりますので予めご了承ください。

☆うるま市本庁舎、納付書記載の各金融機関では 引き続き現金納付の取り扱いを行っています。



便利ですよ!!コンビニ納付

24H

コンビニで納付できる 税金・保険料・料金

市県民税		
固定資産税		納税課
軽自動車税		
国民健康保険税		国民健康
後期高齢者医療保険料		保険課
介護保険料		介護長寿課
保育利用料		保育課 こども未来課
水道料金		水道部営業課

コンビニ納付の注意事項

★下記納付書では納付できません

- ・納付期限の過ぎた納付書
- ・金額30万円以上の納付書
- ・バーコードのない納付書
- ・汚れや折り曲げによりバーコー ドの読み取りが不可能な納付書
- ★納めたい納期、内容を十分お確かめの上お支払ください。一度納付した後での返金や税目の振替は対応できません。
- ★コンビニでは納付書の発行は行っていません。

ご利用できる コンビニエンスストア

- ○ファミリーマート
- 〇ローソン
- ○その他納付書に記載されている コンビニエンスストア (全国、24時間納付可能です)

詳細につきましては 裏面の**Q&A**も ご覧ください。



0 ,-

コンビニ納付Q&A

Q1.具体的にコンビニ納付の何が変わるのですか。

A 1. 「コンビニ納付」とは特定の税や保険料などの納付をコンビニエンスストアのレジにて行えるサービスです。

今までコンビニ納付の対象税目でも再発行した納付書では納付できませんでした。平成29年4月より再発行した納付書や今までコンビニで取り扱っていなかった介護保険料等もコンビニで支払いができるようになります。

一方、平成29年度より各出張所での現金取り扱いをやめ、納付書の再発行のみ行っていくことになります。

Q2. コンビニで納付できる時間はいつですか。

A 2. 年中無休、2 4 時間納めていただけます。ただし納付書に記載されている取扱期限が過ぎたものに関してはコンビニで使用できないので、納付書の再発行が必要となります。

03. 今までの納付方法はもう利用できないのですか。

A 3. 年金や給与からの天引きである特別徴収、お持ちの口座から自動的に引き落とされる口座振替、指定金融機関での窓口納付、本庁窓口での納付は引き続きご利用いただけます。 一方出張所窓口では警備体制等を見直し、より安全性を重視した結果、平成29年4月より出張所窓口での納付を廃止することとなりました。これまで出張所窓口にて納めていた方は最寄りの金融機関やコンビニ、または便利な口座振替への切り替えをおすすめします。

お問い合わせ先一覧

納税課 : 098-973-1099 介護長寿課 : 098-973-3208 市民税課 : 098-973-5382 保育課 : 098-973-5427 資産税課 : 098-973-5394 こども未来課: 098-989-5313 国民健康保険課: 098-973-3202 水道部営業課: 098-975-2201